



I 全国労働衛生週間が始まります！

準備期間：令和7年9月1日～30日
本週間：令和7年10月1日～7日

令和7年度
スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間 準備期間中に実施していただきたい事項

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ② メンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ③ 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- ④ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ⑤ 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策（エイジフレンドリーガイドラインの取組み、リスクアセスメントの実施）
- ⑥ 熱中症予防対策の推進等に関する事項
- ⑦ 受動喫煙防止対策に関する事項
- ⑧ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ⑨ 労働衛生3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）の推進 等

こちらもご参照ください → [中災防 令和7年度 全国労働衛生週間](#)



II 岩手県産業安全衛生大会に行こう！

ご案内・申込書

第70回 岩手県産業安全衛生大会

◆特別講演◆
「聴く力で作る人間関係、
聴くことで築く信頼関係」
今松朋子 氏
（岩手県労働安全衛生協会 代表）

◆大会式典◆

◆併設イベント◆
ミドリ十字展・
パネル展
（12:00開場）

◆事例発表◆
株式会社 山元
「働きやすさを目指す
取り組みについて」

令和7年
9月26日金
開場12:00/開会13:30
都南文化会館キャラホール
盛岡市赤井24-10-1

主催：岩手労働災害防止団体連絡協議会
後援：岩手労働局、岩手県、盛岡市、中津町、岩手県労働安全衛生協会、岩手県健康保持推進推進協議会、NPO岩手県労働安全衛生協会、岩手日報社、
IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ

1. 申込方法

次の参加申込書に所要事項をご記入のうえ、締切日までに下記の各団体へお申し込み下さい。

2. 参加費

1,650円/1名（消費税10%含む）
現金の場合は各団体窓口、お振込みの場合は右記口座へ
お振込みをお願いいたします。

3. 申込・振込締切日

令和7年9月19日（金）

【振込先】

岩手銀行 本町支店 普通 0028484
岩手労働災害防止団体連絡協議会
※お振込手数料はご負担願います。
※岩手労働災害防止団体連絡協議会の領収証を
発行いたします。
※当日受付での参加費のお取扱いとは致しかねます。

岩手県産業安全衛生大会 参加申込書		
参加者名	参加者名	参加者名
上記のとおり申し込みます。（参加費 名分 円）		
令和7年 月 日	所在地	
	事業場名	
	T E L	
	担当者	
支払方法（○をご記入下さい）		
現金 ・ 振込		
領収証の有無（振込）		
必要 ・ 不要		
岩手労働災害防止団体連絡協議会 殿		

◆花巻監督署管内の企業の皆様へ

岩手県産業安全衛生大会の参加は、申込書に必要事項を記載の上、
（公財）岩手労働基準協会花巻支部宛て、FAX 又は郵送にてお申込みください。

III シリーズ 健康情報 ⑥『牛乳』の巻

皆さん、毎日牛乳を飲んでいますか？ 誰もが知っている牛乳の効果は「カルシウム」吸収率が高い（沢山摂れる）ことですね。骨粗しょう症の予防、イライラ感の予防などにも有効とされていますね。（[こちらも参照](#)）

牛乳・乳製品の摂取、カルシウム摂取が少ないと、骨折リスクが高まる可能性があるとしてされています。また、牛乳に含まれるカルシウムなどのミネラルには、血圧を上げる塩分を体から出して、血圧を安定させる効果があり、牛乳と血圧の関係性を調べた調査でも、牛乳摂取が多いグループほど血圧が低いとされています。

さらに、運動の直後にたんぱく質と糖質を多く含む牛乳を摂取すると、血液量が増加して熱中症リスクを効果的に下げることができ、「運動 + 牛乳」の組み合わせは、熱中症にかかりやすい子どもと高齢者にも有効とのこと。

「牛乳で熱中症対策（2015版）」

ご紹介したほか、整腸作用、免疫力アップ、血圧・コレステロール調整、不眠解消、美肌効果など!! 盛り沢山！
朝・昼・晩と飲んで、熱中症対策、骨折予防等のため、体づくりをコツコツ（骨骨）続けましょう！

一般社団法人「J-Milk」で検索！

牛乳 200ml に含まれる 栄養成分	
エネルギー	126kcal
タンパク質	6.8mg
カルシウム	230mg
リン	190mg
ビタミンA	78μg
ビタミンB1	0.08mg
ビタミンB2	0.31mg

「8改日本食品標準成分表」より

Ⅳ 公益通報者保護法が改正されました

2025年6月、公益通報者保護法が改正され、公益通報を理由とした解雇・懲戒が、拘禁刑を含む刑罰の対象になります。

公益通報者保護法の一部を改正する法律(概要)

近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報を阻害する要因への対処、④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済を強化するための措置を講ずる。

1. 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

- 従事者指定義務に違反する事業者(常時使用する労働者の数が300人超に限り)に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰(30万円以下の罰金、両罰)を新設する。【第15条の2、第21条、第23条関係】
- 上記事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、**立入検査権限**を新設するとともに、**報告懈怠・虚偽報告・検査拒否に対する刑事罰**(30万円以下の罰金、両罰)を新設する。【第16条、第21条、第23条関係】
- 現行法の体制整備義務の例示として、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示する。【第11条関係】

2. 公益通報者の範囲拡大

- 公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス^(※1)及び業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止する。【第2条、第5条関係】

※1 フリーランスの定義は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」第2条を引用して規定。

3. 公益通報を阻害する要因への対処

- 事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為を無効とする。【第11条の2関係】
- 事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止する。【第11条の3関係】

4. 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

- 通報後1年以内^(※2)の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定する(民事訴訟上の立証責任転換)。【第3条関係】
- ※2 事業者が外部通報があったことを知って解雇又は懲戒をした場合は、事業者が知った日から1年以内。
- 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、**直罰**(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、両罰)を新設する。法人に対する法定刑を3,000万円以下の罰金とする。【第21条、第23条関係】
- 公益通報を理由として一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、**直罰**(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)を新設する。【第9条、第21条、第23条関係】
- この法律は公布の日から1年6月以内で政令で定める日から施行する。【附則第1条関係】

詳しくは、[消費者庁 HP](#)をご覧ください。

(03)-3507-9262

公益通報者保護制度に関する各種相談を受け付けています

公益通報の通報先・相談先
行政機関検索

公益通報の通報先・相談先
行政機関検索



組織の不正を未然に防止!通報者も企業も守る「公益通報者保護制度」

V カスハラ対策が義務化「顧客等言動抑止」を追加

労働施策総合推進法(「労推法」)の改正によって、カスハラ措置義務に顧客等の言動抑止が追加(令和7年6月11日公布)されました。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント^(※)を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限(令和8年3月31日まで)を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

労推法第33条～34条関係
新旧条文対象表は、[こちら](#)

改正法の概要、関係通達等は
[こちら](#)



Ⅵ 労働基準法 よくある相談 ⑭ 『制裁』

Q: 遅刻や早退したら給料が1日分減額されますが、問題ないですか? 就業規則も見たことがありません。

A: [労働基準法第91条](#)では、減給の制裁について「1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならないこと」「総額が一賃金支払期における賃金総額の10分の1を超えてはならないこと」を定めています。労働基準法で減給の制裁の限度を規制しているのは、減額が無制限であまりにも高額であると生活をおびやかすおそれがありこれを防止するためです。

「制裁」とは、職場規律に違反した労働者に対する懲戒処分(繰返し行われる勤怠不良や職場規律違反に対する懲戒処分)の趣旨であり、いわゆる「ノーワークノーペイの原則」に基づいて行われる不就労時間(労務の提供がなかった時間であり賃金債権が発生しない時間)に相当する賃金分だけを差し引くこととは異なるものですが、遅刻早退の時間に対する賃金額を超える減額は、制裁とみなされ、同条が適用されます。(※懲戒処分について参考まで[モデル就業規則](#)をご覧ください。)

「1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならない」とは、1回の事案に対しては、減給の総額が平均賃金の1日分の半額以内でなければならないことを意味し、半額ずつ何日にもわたって減給してよいという意味ではありません。

「総額が一賃金支払期における賃金総額の10分の1を超えてはならない」とは、一賃金支払期に発生した複数事案に対する減給の総額が、当該賃金支払期において現実に支払われる賃金総額の10分の1以内でなければならないという意味です。

ご質問では、「1日分減額される」ということですが、例えば、10分の遅刻に対して1時間分の賃金を差し引く、1時間の遅刻に対して1日分の賃金を差し引くなどは、遅刻早退の時間に対する賃金額を超える減額であり、労働基準法第24条(全額払い)、労働基準法第91条(制裁)に関し問題があります。なお、就業規則の制裁に関する規定もご確認ください。

【判例】

「賃金を減額する制裁は、賃金を生活のよりどころとする労働者の生活を脅かし苛酷な結果になりがちなため、これを一定の限度に制限することにある。したがってこの制限を超える制裁規定を定めることは、たとえこれが労働協約によって労働組合の合意のもとになされた場合でも強硬法規に抵触し無効であり、個別的労働関係を規律する効力をもたない。」

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。



VII 建設業、運送業の働き方改革を進めましょう！

取引関係者の皆さま、国民の皆さま

くらし、はたらき、ともにススム！

建設業、ドライバー、医師の
時間外労働の上限規制適用開始！

みなさまに
お願いがあります！

たしかめよう！

**適正な
工期の設定を！**
週休2日の実現に向け、
ご配慮をお願いいたします。

**荷待ち時間・
荷役時間の削減を！**
再配達の削減に向け、
確実な受け取りと時間の指定や
置き配などの活用をお願いいたします。

**行程・ダイヤについて
よく話し合いを！**
停留所からの安全な発車にも
ご協力ください。

**受診は
診療時間内に！**
医療のかかり方への
ご理解・ご配慮をお願いいたします。
詳しくは裏面をご覧ください→

働き方改革の推進にご協力をお願いいたします。
詳しくは特設サイトへ！

厚生労働省 国土交通省

建設業、ドライバー、医師の時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用されています。人口減少が益々進み、各業界では人手不足が深刻な問題になっています。花巻監督署では、取引関係者の皆様に各業界の取り組みについて、ご理解ご協力をいただきますよう要請を行っています。引き続き、建設業、運送業の働き方改革にご理解ご協力をお願いいたします。

建設業従事者の長時間労働の改善に向けて、以下にご留意ください。

- ・週休2日を踏まえた適正な工期の設定
- ・通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約（工期ダンピング）の禁止
- ・適切な労務費等の確保（労務費の基準を下回る契約の禁止）

自動車運転者の長時間労働の改善に向けて、以下にご留意ください。

- ・荷待ち時間削減のための取組例（予約受付システムの導入や十分なリードタイムの確保、適切な出荷時刻の設定など）
- ・荷役作業の効率化のための取組例の活用
- ・「標準的運賃」を参考とした運賃や荷待ち、荷役作業の料金の見直し

【特設サイト・ポータルサイト】をご利用ください！

- ◆建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイトはたらきかたのススメ ➡ <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>
動画（YouTube）<https://www.youtube.com/watch?v=VBUf4GJQPqQ>
- ◆建設業従事者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト ➡ <https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>
動画（YouTube）https://www.youtube.com/watch?v=mQrAWj4y_MQ
- ◆自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト ➡ <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>
動画（YouTube）<https://www.youtube.com/watch?v=mUBZ9bMeCn4>
「物流情報局（荷主向け）」 <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>
「物流情報局（トラック事業者向け）」 <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipping>



VIII 転倒災害が多発しています！ あなたの靴は安全ですか？

50代以上の方は転倒による骨折が顕著です！ 転倒予防のため、まずは「足元」を月に一度は確認してみましょう。
靴底すり減っていませんか？ 作業に適した靴を選んでいませんか？ 以下を参考に、自分の「足元」をチェックしてみましょう！

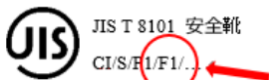
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。



■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるか確認してください。



サイズ

靴と足はフィットしていますか？

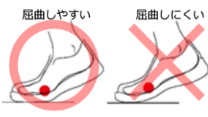
足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

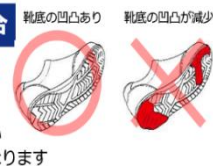
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまづきやすくなります。



その他の性能

■静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能

■かかと部の衝撃エネルギー吸収性

かかとのクッション性に関係し、かかと部の疲労防止性能

■耐踏抜き性

釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能



年齢を重ねても安全な職場作りを継続しましょう！ ➡ [中災防 HP エイジフレンドリーガイドライン](#)
取組みには補助金を活用！ ➡ [令和7年度エイジフレンドリー補助金のご案内](#)

IX 化学物質管理の相談窓口

無料 中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係	リスクアセスメント 関係	政省令改正 関係
・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか	・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか	・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
・ラベルやSDSの内容が分からないのですが	・「CREATE-SIMPLE」の使用方法	・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか
・秘密保持の場合の対応について	・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい	・濃度基準値以下の確認方法は

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862

テクノビルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 [テクノビル 相談窓口](#)

- ※ 相談は無料ですが、通話料がかかります。
- ※ メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございます。

厚生労働省 令和7年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知
【事務局】テクノビル株式会社 化学物質管理部門 <https://technobill.co.jp>

X 心とからだの健康推進運動

令和7年度 心とからだの健康推進運動 9月1日～9月30日



労働安全衛生法等の改正（詳細こちら）

- 1 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 2 化学物質による健康障害防止対策等の推進
- 3 高齢者の労働災害防止の推進
- 4 治療と仕事の両立支援

主唱 全国労働衛生団体連合会 後援 厚生労働省、中央労働災害防止協会

XI 監督指導結果 Press Release

厚生労働省では、賃金不払いが疑われる事業場に対する監督指導結果（令和6年）を公表しました。

- 1 令和6年に全国の労働基準監督署で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです。

(※1,2)

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 件数 | 22,354 件 (前年比 1,005 件増) |
| (2) 対象労働者数 | 185,197 人 (同 3,294 人増) |
| (3) 金額 | 172 億 1,113 万円 (同 70 億 1,760 万円増) |

- 2 労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和6年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです。

(※3)

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 件数 | 21,495 件 (96.2%) |
| (2) 対象労働者数 | 181,177 人 (97.8%) |
| (3) 金額 | 162 億 732 万円 (94.2%) |

※1 令和6年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。

※2 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。

※3 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

Press Release 詳しくはこちら（厚生労働省発表）

適正な労務管理をお願いします。

- ◆ 花巻監督署からのお知らせ「労務管理」
- ◆ 厚生労働省「適切な労務管理のポイント」

XII 労災補償 ご注意ください！

⚠️「熱中症」と「蜂刺され」による労災請求が急増！

7月から続く記録的な猛暑の影響で「熱中症」による体調不良が多発し労災請求が急増しています。

※総務省消防庁まとめ：7/28～8/10 救急搬送全国 17,085 人（岩手県 193 人）

熱中症は、初期対応の遅れによって命にかかわる危険があります。令和7年6月から改正労働安全衛生法が施行され、初期対応が迅速に行われるよう、「報告体制の整備」「初期対応手順の作成」「これらの関係者への周知」を事業者には義務付けています。

気象庁の長期予報では暑さが続くとしていますので、**熱中症予防対策**を続けるとともに、迅速かつ適切に初動対応を行い、自分と仲間の命を守りましょう！

蜂刺され、ハチ被害のピークは7月から10月です。屋外での作業が多い方にとっては危険なシーズンが続きます。

暑い夏は「蜂」の活動が活発化することも知られており、今年はスズメバチの活動開始が早くなっていますが、蜂刺されによる労災請求も頻発しています。

※2025年度ハチ発生指数：岩手県 77.9（かなり出ている）

蜂被害の予防対策として、蜂の習性を考え、黒い服を避ける、香水・整髪料等はつけない、肌の露出を防ぐなどをお願いします。

また、熱中症対策と同様に、緊急時の連絡体制と対処方法について全作業員に周知しましょう。

必要に応じて、蜂アレルギーの検査、「吸引器」や「**エビペン**®」の携帯なども忘れずをお願いします。